

# 公益社団法人天津市シルバー人材センター

## 役員報酬及び役員費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人天津市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第15条の規定により、役員報酬、及び役員固有の職務にかかる費用について必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第11条に定める役員をいう。
- (2) 役員等とは、第1号に定める役員をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうちセンターを主たる勤務先とし、週3日以上センターの業務に従事する役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する市内交通費、旅費、手数料等をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 センターは、役員（別表1に定める者に限る。）に報酬等を支給する。

- 2 報酬の額は別表1のとおり支給する。
- 3 理事長の報酬支給日はセンター職員給与規程を準用するものとし、その他の役員は会議開催の都度支払う。
- 4 役員等には、賞与および退職慰労金を支給しない。
- 5 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出にあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### (費用の支給)

第4条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日の月末までに支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用の内、交通費は、旅費規程に基づき支給する。
- 3 役員がセンターの業務上の必要により市外へ出張する場合は、旅費規程による。

### (公表)

第5条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団・財団法人法および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月19日から施行する。

別表1 第3条の額は、次のとおりとする。

理事長	月額150,000円
非常勤の理事および監事	会議出席1回につき3,000円